

保護者の皆様へ

# 学校感染症について

下記のような感染症にかかった場合は出席停止となります。感染の疑いがあるときは、早めに受診し、感染症と診断されましたら、学校へご連絡ください。出席停止・登校許可書の用紙をお渡しします。回復し登校するときは、医師の許可が必要になります。

	病 名	期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

# 保護者の皆様へ

日本スポーツ振興センター  
災害共済給付制度について

おもな手続きの流れについてお知らせします。

## < 手続きの流れ >

- ①スポーツ振興センターの手続き用の書類「医療等の状況」を学校からお渡しします  
※学校でけがをされ、下校後や翌日以降にご家庭から受診された場合も対象になりますので、学校へお知らせください。
- ②「医療等の状況」を、受診された医療機関で記入してもらいます  
※書類は1ヵ月ごとに記入するようになっていきます。その月の診察が終わり次第、病院窓口で記入してもらってください。用紙を持参してその場で書いていただけない場合もあります。病院の都合を確かめてからお願いするようにしてください。
- ③「医療等の状況」を、学校へ提出してください
- ④学校が、書類を教育委員会へ提出します。その後、日本スポーツ振興センターへ提出されます  
※審査の上、給付金額が決定されます。
- ⑤給付金の受け渡しをします  
※給付が決定しましたら、その旨お知らせします。



★手続きのため、給付までに3ヵ月ほどかかりますことをご了承ください。